

令和8年度

ASAHI

あさひ保育園

入園のご案内



朝日村 教育委員会

〒390-1188 朝日村大字古見 1555-1

電話 0263-99-4105

FAX 0263-99-2745

朝日村立 あさひ保育園

〒390-1104 朝日村大字古見 1274-1

電話 0263-99-2362

FAX 0263-99-2088





保育園について

保育園は、保護者が仕事や病気のため日中家庭で保育することができない間、保護者にかわって保育を行い、健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設です。保育園は、入園している子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するのに最もふさわしい生活の場でなければなりません。保育園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭と緊密に連携し子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育園という環境の中で、養護及び教育を一体的に行います。

保育園の一日

3歳～5歳児	時間	0～2歳児
朝延長保育 登園が始まります 登園が終わります  子どもたちが主体的に遊び始めます。 保育士は子供の安全管理と、子供の活動を先読みして、創造を広げていきます。  3歳児 お昼ごはん 4・5歳児 お昼ごはん  お昼寝 起床します 午後の遊びが始まります  お帰りの時間です お帰りが終わり 延長保育が始まります	7:30 8:30 9:00 9:30 11:20 11:30 12:30 13:00 14:45 15:00 16:00 16:30 ~19:00	朝延長保育 登園が始まります 登園が終わります  保育士が穏やかな環境をつくり 子どもたちが落ち着き始めます。 おやつの時間です 保育士が子供の安全を確保する 中で、子供の活動が始まります お昼ごはん お昼寝 起床します おやつの時間です お帰りの時間です お帰りが終わり 延長保育が始まります

いっぱい遊んでおなか
ぺこぺこ！
給食は何かな？
みんなで食べると
おいしいね。

1 保育園の名称・位置及び定員

名 称	住 所	電 話	定 員	受入れ年齢等
あさひ保育園	大字古見1274 - 1	99-2362	158名	0歳（6か月）～

2 入園できる要件（保育を必要とする理由）

入園するには、次のいずれかに該当していることが要件となります。

主な入園要件（保育を必要とする理由）	
○家庭外労働	保護者が居宅外で1か月48時間以上の就労。
○家庭内労働	保護者が児童と離れ家事以外の仕事を1か月48時間以上の就労。
○妊娠・出産	母親が妊娠中、あるいは出産後間もない。
○保護者の疾病・負傷	保護者が病気やけがをしている。あるいは障害がある。
○同居家族の介護・看護	同居している親族を常時看護、あるいは介護している。
○災害復旧	災害の復旧にあたっている。
○求職活動	日中、求職活動を継続的に行っている。（3カ月以内の就業が原則）
○就学、技能習得	日中、就学や技能習得で学校などに通う。（通信教育等は除く。）
○その他	その他上記以外の特別な事情により保育できない。 ・育児休業を取得したが、在園中の児童がいて保育の利用が引き続き必要だと認められる。 ・虐待やDVのおそれがある。 等

3 認定区分 3つの区分

（基準年齢：4月2日時点の年齢）

認定区分	対象者 等	主な利用先
1号認定	3歳以上児で、教育を希望する方	保育を必要とする理由に該当しない場合、幼稚園に入所になるが朝日村は、あさひ保育園に入所
2号認定	3歳以上児で、「保育の必要な理由」に該当し、保育所での保育を希望される方	あさひ保育園
3号認定	3歳未満児で、「保育の必要な理由」に該当し、保育所での保育を希望される方	あさひ保育園

※「2号認定」「3号認定」と認定された場合、あさひ保育園の入所選考を行います。

4 保育必要量

保育園を利用できる時間のことです。

下記のとおり2種類あり、「保育を必要とする事由」等によって決まります。

※ただし、延長保育申請をすると料金を払い時間を超えて利用することができます。

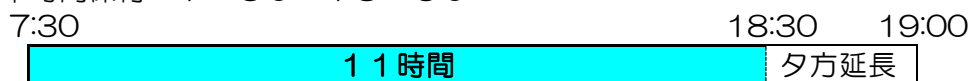
- ① 保育標準時間 : 1日最大11時間（7時30分～18時30分）の利用が可能
・保護者全員が月120時間以上就労をしている場合等
 - ② 保育短時間 : 1日最大8時間（8時30分～16時30分）の利用
・保護者が月48時間以上就労をしている場合等
- ※ 提出された申請書を審査し、保育時間が決定します。

5 保育日数、休日及び保育時間

- 保育日数 年間264日以上
- 休日 日曜日・祝日・教育委員会が休日を必要と認めた日
- 保育時間

(1) 月曜日～金曜日

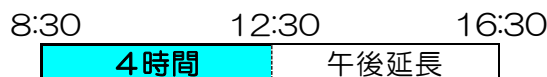
① 標準時間保育 7:30～18:30



② 短時間保育 8:30～16:30



(2) 土曜日 8:30～12:30



※ 土曜日は原則家庭での保育をお願いしています。利用には申込が必要です。

6 保育料 (保育料徴収基準による)

保育料は、保育園運営に必要な経費の一部を保護者の方に負担していただく料金です。

保育料金は、村民税課税額により保育利用者負担基準額表(7頁)の階層区分が決まり、父母の前々年・前年の所得に対する村民税課税額、及びお子さんの年齢によって決定されます。

(祖父母が同居で家計の主宰者と思われる場合は、祖父母の分を含み計算されます。)

村の子育て施策により、2歳～5歳児の保育料が無償化されました。0・1歳児については、公平性から保育料を納めていただきます。(ただし、0・1歳児で市町村民税非課税世帯、第3子のお子さんの保育料も無償化され、第2子は半額となります)。給食の副食費(おかず・おやつ代)は村の施策で無償化されています。

- 口座振替 毎月25日 (休日の場合、翌週)
- 再振替 翌月10日



7 申込書等提出と入園までの流れ

① 入所説明会



10月24日（金）15：00～

入所申込に必要な書類を受け取ります

② 必要書類の提出



期 間 10月27日（月）

～11月26日（水）

土日祝日を除く

提出場所 朝日村役場 教育委員会

提出書類 6頁のとおり

③ 入所基準認定審査



12月～1月

④ 支給認定 保育利用決定



2月上旬発送（口座振替依頼書を同封）

⑤ 一日入園



2月27日（金）詳細は別途通知

※この日に、口座振替依頼書を提出します。

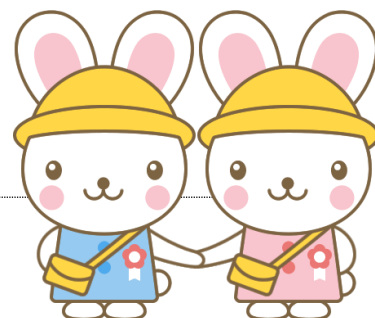
⑥ 入園式（3歳児）



4月初旬

⑦ 利用者負担額決定 （保育料）

4月上旬発送



8 保育園に入園申込書に必要な書類

- ☐ 支給認定申請書兼入園申込書
- ☐ 保育の利用を必要とする証明書（様式1）
- ☐ 該当の要件によっては、その要件となる事項が分かるもの、または証明書等

入園できる要件	添付書類等
家庭外労働 父母（祖父母）が昼間家庭外で 仕事をしている	就労証明書 ○事業主 ○給与所得者・パートタイム ○育児休業が終了して復職
家庭内労働 保護者が昼間家庭で家事以外 の仕事をしている。 ※月48時間以上の就労。	就労証明書
妊娠・出産 産前3ヶ月、産後6ヶ月	母子健康手帳（写） ○出産予定日のわかるもの
保護者の病気・負傷等 病人等の看護 同居の家族に看護が必要な病人 がいる	病 気 ○診断書（様式2） 医師の診断書または証明書 障害者 ○診断書（様式2） 身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳または 介護認定結果通知書の写し
災害復旧	罹災証明書等
求職活動（起業準備を含む）	求職に関する申立書 ○雇用保険支払い証明書、またはハローワークの証明 書の写し等 求職活動していることが分かるもの
就学（職業訓練校等を含む）	学 生 ○学生証（在学証明書）の写し及びカリキュラム等受 講状況のわかるもの
その他	虐待やDVのおそれがある等、児童の保育ができない 状態にあると認められた場合。

9 令和7年度 あさひ保育園 保育料（保育利用者負担）基準表

保育料は、生計同一の父母の市町村民税合算額とし、それ以外の扶養義務者（家計の主宰者）がいるときはその分も合算されます。市町村民税所得割課税額を計算する際、調整控除以外の税額控除（配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除等）は適用されません。

階層区分は、4月から8月は前年度分の市町村民税額、9月から翌年3月は当年度分の市町村民税額により決定します。（年度の途中で保育料が増減することがあります。）

児童の年齢は、4月1日現在の児童の年齢で算出します。

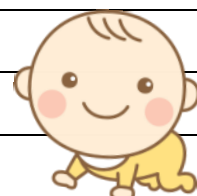
別表第1（第3条関係）

朝日村保育所条例施行規則 抜粋 保育利用者負担基準額表（法第19条第2号及び第3号）

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分			利用者負担基準額（月額：円） ※下表に関わらず、2歳児クラスは無料です。			
階層区分	定 義		3歳未満児		3歳以上児	
			標準時間	短時間	標準時間	短時間
第1	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む）		0	0	0	0
第2	市町村民税非課税世帯		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	上記のうち、ひとり親世帯等		0	0	0	0
第3	第1階層及び第2階層を除き、市町村民税の区分が次の区分に該当する世帯	所得割額 48,600 円未満	15,500 (7,750)	11,500 (5,750)	0 (0)	0 (0)
第4		所得割額 48,600 円以上 97,000 円未満	25,100 (12,550)	19,100 (9,550)	0 (0)	0 (0)
第5		所得割額 97,000 円以上 169,000 円未満	33,900 (16,950)	27,900 (13,950)	0 (0)	0 (0)
第6		所得割額 169,000 円以上 301,000 円未満	43,100 (21,550)	37,100 (18,550)	0 (0)	0 (0)
第7		所得割額 301,000 円以上	47,300 (23,650)	41,300 (20,650)	0 (0)	0 (0)

保育利用者負担基準額表（法第19条第1号（特別利用保育））

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		利用者負担基準額（月額） （単位：円）
階層区分	定 義	3歳以上児
第1	生活保護世帯	0
第2	市町村民税非課税世帯（均等割のみ課税世帯含む）	0
	上記のうち、ひとり親世帯等	0
第3	市町村民税所得割額 77,100 円以下	0
第4	市町村民税所得割額 211,200 円以下	0
第5	市町村民税所得割額 211,201 円以上	0



【延長保育事業】

保護者の認定利用時間を超える場合、予め月単位での申請が必要です。

朝日村保育所延長保育実施要綱

保育短時間（8時間保育認定 8:30～16:30）と認定を受けた方

平日	7:30～	16:30～			
延長保育時間	8:30	17:30	18:00	18:30	19:00
土曜日		12:30～			
延長保育時間	—	13:30	14:00	14:30	15:00
月額延長保育料	2,000円	2,000円	3,000円	4,000円	5,000円

【注1】保育料：土曜日利用12:30までは月額保育料に含まれます

12:30～15:00は月額保育料に月額延長保育料が加算されます

15:00～16:30は緊急延長保育となります。100円/30分

保育標準時間（11時間保育認定 7:30～18:30）と認定を受けた方

平日	7:30～	16:30～			
延長保育時間	8:30	17:30	18:00	18:30	19:00
月額延長保育料	—	—	—	—	1,000円
土曜日		12:30～			
延長保育時間	—	13:30	14:00	14:30	14:30～ 16:30
延長保育料	—	—	—	—	100円/30分

【緊急延長保育事業】 ※延長保育実施時間内で必要と認められる時間

緊急に認定保育時間、または延長保育申請利用時間帯を超える場合。要申込。

○実施時間 月～金 朝 7:30～8:30、夕 16:30～19:00の時間帯に限る。

土 12:30～16:30の時間帯の利用に限る。

○利用料 100円/30分

※土曜保育の利用と緊急延長保育利用料

【例】平日の夕16:30～17:30に延長保育の利用申請をしている方が土曜日15:00まで利用した場合、土曜日13:30までは月額の延長保育料に含まれるため、13:30～15:00（1時間30分）の利用料をいただきます。この場合利用料は300円となり、月4回利用した場合は1,200円です。

【特別支援保育事業】

家庭と保育園、行政、関係機関と連携し、お子さんの育ちを支援します。

【一時的保育事業】

未就園児で保護者が都合により保育できない場合に一時的に預かる。要申込。

○利用料 1歳以上3歳未満児 400円/1h

3歳以上児 200円/1h